



ジンバブエ：不当に逮捕・起訴されたジャーナリストが釈放



5月7日、不当な罪に問われて逮捕されたジャーナリストのブレスド・ムランガさんが釈放されました。

ムランガさんは今年2月24日、「暴力や財産破壊を扇動するメッセージをデータ送信した」容疑で逮捕され、起訴され

ました。この逮捕・起訴は、退役軍人で与党ジンバブエ・アフリカ民族同盟愛国戦線の元中央委員会委員のブレスド・ゲザさんとのインタビューに関連していると思われます。ゲザさんは、ムナンガグワ大統領が汚職と経済悪化に対処していないとして、大統領の辞任を要求していました。

ムランガさんがジャーナリスト活動に関連して当局の標的になったのは今回が初めてではありません。2022年5月に元野党議員のジョブ・シカラさんの逮捕を記録した後、逮捕され、「治安びん乱」で起訴されました。ジャーナリストだと伝えましたが、警察はムランガさんを殴り、携帯電話を壊し、逮捕したそうです。この件では後に無罪となっています。

ムランガさんは人権を行使して逮捕・起訴されたのであり、これは表現の自由、報道の自由を侵害するものだと、アムネスティは彼の釈放と起訴取り下げを求めて要請活動を行ってきました。

ムランガさんの保釈申請は何度も却下され、5月7日ようやく釈放されました。

釈放は歓迎すべきことですが、起訴が取り下げられたわけではありません。5月17日に開始予定だった裁判は延期され、6月17日に始まる予定です。有罪となれば、最大10年の禁錮刑に処されるおそれがあります。アムネスティは起訴取り下げを、引き続き求めていきます。

トルコ：難民申請者が医療を受けられるように



2016年、タブリーズ・サイフィさんは、家族とともに、アフガニスタンからトルコに逃れてきました。父親がアフガニスタンで拷問等を受けたためです。タブリーズさんは腎臓病を患っており、週に3回の透析

を必要としています。また糖尿病で目がほとんど見えず、家族のサポートが欠かせません。

2024年5月、一家はより高度の医療が必要になったダブリーズさんのために、北東部の海岸都市ヤロヴァからトルコ第4の都市ブルサに移り住みました。2025年2月、ブルサの移住管理局が、一家の難民申請を却下しました。母国で迫害を受ける危険があると十分な根拠がない、というのが理由です。この決定でダブリーズさんは、それまで無料で受けてきた国営病院での医療が、突然受けられなくなりました。一家の弁護士が申請却下に対し異議を申し立て、家族の身分証は発行されましたが、ダブリーズさんは医療が受けられないままでした。

アムネスティは、週3回の透析をはじめ彼に必要な医療を提供するよう、関連当局に要請。3月にようやく透析が受けられるようになりましたが、糖尿病の治療は完全には受けられない状態が続き、アムネスティは粘り強く要請活動を続けました。

そしてこの5月、ブルサの移住管理局が難民認定申請却下の決定を撤回し、ダブリーズさんもすべての治療を受けられるようになりました。

一家の支援を行ってきた現地の人権団体は、当局に寄せられた多数の訴えがこの結果をもたらしたと、一家に代わり、感謝の意をアムネスティに伝えました。

米国：子どもと引き離され拘束された庇護希望者が釈放

3人の子どもの引き離され米国の収容施設に入れられていた庇護希望者のセサルさんとノレリアさんが、4月25日に釈放され、数日後に子どもたちと再会を果たしました。

ベネズエラ出身のセサルさんとノレリアさんは野党を支持したために政治的迫害を受け、2022年に3人の子どものたちとともに米国に逃れ、テキサスで難民申請をしていました。家族全員が一時保護資格（特別滞在許可）を持っており、米国での合法的な就業と生活が認められていたにもかかわらず、2025年3月、税関・国境警備局（CBP）は一家を不法入国者とみなし、両親2人を拘束しました。その翌日、連邦判事が法廷審問までの間の釈放を命じました。しかし、今度は移民税関執行局（ICE）に拘束され、その後釈放されましたが、3月21日に再び拘束され、2人は別々の拘束施設に入れられてしまいます。

4月25日、セサルさんとノレリアさんは、人身保護請求が認められて移民収容施設から釈放されました。判事の命令には、政府が彼らを「敵性外国人」と指定するために必要な証拠を提供しなかったと書かれていました。最高裁が敵性外国人法の適用に関する判断を下した最初の判決です。

200年以上前に制定された「敵性外国人法」は、戦争や侵略を受けた際に「敵対国」の出身者や国民を拘束し国外追放する権限を大統領に与えるものですが、トランプ大統領はベネズエラのギャング組織による侵略を防ぐためだとし、この法律を適用しています。

今回の判決ではさらに、テキサス州西部地区で「敵性外国人法」に基づき拘束されている人たちに対する手続きは正も命じました。追放処分に異議を申し立てる機会を与えなければならないとし、処分の21日前に権利に関する通知を理解可能な言語で提供するように政府に命じたのです。セサルさんとノレリアさんだけでなく、「敵性外国人法」により拘束されているすべての人にとって、画期的な勝利です。

要請文を送ってくださったみなさん、どうもありがとうございました。

アルジェリア：詩人に対する刑期が大幅に短縮



政治改革を要求するアルジェリアの社会運動「ヒラク」の活動家で詩人のモハメド・タジャディットさんは、ソーシャルメディアで政治や社会状況、経済状況に対して抗議したり、不正を告発する詩を投稿したりしたために、2025年1月に5年の実刑判決を受けました。こうした行為が、「国民の団結に害を与えた」「国益を損なう内容を公表した」「非武装集会を扇動した」「公的機関を侮辱した」罪にあるとされたのです。有罪判決が下されたのは、逮捕からわずか4日後のことでした。弁護を準備する時間も与えられない、不公正な裁判でした。

アムネスティは、司法制度を利用して彼の声を封じ込めようとした不当な有罪判決だと、タジャディットさんの判決破棄と釈放を求めて要請活動を展開しました。

5月22日、控訴裁判所は、残念ながら有罪判決は維持されましたが、刑期が5年から1年に短縮されました。

タジャディットさんは表現の自由を行使したためにこれまで何度となく当局の標的にされてきており、現在も別件で起訴されています。アムネスティは今後の行方を注視していきます。

UA ニュース

発行：アムネスティ・インターナショナル日本
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 2-12-14 晴花ビル 7F
TEL：03-3518-6777 FAX：03-3518-6778
E-mail：uaoffice@amnesty.or.jp

UA 年会費 3,000 円
郵便振替 00120-9-133251